

第 6 期 瑞浪市障害福祉計画
第 2 期 瑞浪市障害児福祉計画
【計画骨子案】

令和 2 年 8 月
瑞浪市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格.....	3
3 計画の対象.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画策定の方法.....	6
第2章 障がい者数の現状	7
1 瑞浪市の人口の推移.....	7
2 瑞浪市の障がい者数.....	9
第3章 前回計画の進捗状況	17
1 「第5期瑞浪市障害福祉計画」の進捗状況.....	17
2 「第1期瑞浪市障害児福祉計画」の進捗状況.....	30
第4章 第6期障害福祉計画	34
1 国の第6期障害福祉計画の基本指針の概要.....	34
2 計画の目標数値.....	34
3 指定障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策.....	34
4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	34
第5章 障害児福祉計画	35
1 国の第2期障害児福祉計画の基本指針の概要.....	35
2 計画の数値目標.....	35
第6章 計画の推進体制	36
1 庁内関連部局の連携.....	36
2 関係機関との連携.....	36
3 計画の進行管理.....	36
資料編	37
1 第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画策定経緯.....	37
2 第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画策定委員会設置要綱.....	37
3 第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画策定委員会委員名簿.....	37
4 用語解説.....	37

表記について

■「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字に対する否定的な意見を踏まえ、「第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画」（以下、「本計画」とする。）では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の字が混在しています。

■法令名称について

以下の法令については、略称で表記しています。

法令名等	略 称
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

瑞浪市（以下、「本市」とする。）では、平成 30 年度に「第 4 次瑞浪市障害者計画」「第 5 期瑞浪市障害福祉計画・第 1 期瑞浪市障害児福祉計画」を策定し、計画的なサービスの提供、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

これらの計画のうち、「第 5 期瑞浪市障害福祉計画・第 1 期瑞浪市障害児福祉計画」（以下、「前回計画」とする。）については令和 3 年 3 月をもって計画期間が満了することから、前回計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たな計画「第 6 期瑞浪市障害福祉計画・第 2 期瑞浪市障害児福祉計画」を策定します。

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。国は、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第 4 次障害者基本計画」を平成 30 年 3 月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。障がい者の法定雇用率の引き上げ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加の機運が高まる一方、障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁となっています。障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、様々な面で障がい者の生活に大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

今回策定する障害福祉計画・障害児福祉計画は、今後の福祉サービスの提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や各サービスの必要量の見込みを定める計画です。策定にあたっては、「障害のある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を目指す「第 4 次瑞浪市障害者計画」の基本理念との整合性を確保し、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

■国の動向（平成 30 年以降）

年	主な動き
平成 30 年	3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」策定 4 月 改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行 ・ 障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 計画策定が努力義務化（地方公共団体）
平成 31 年	3 月 「障害者文化芸術推進計画」策定 ・ 障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・ 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・ 地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	6 月 改正「障害者雇用促進法」施行 ・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行 ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和 2 年	6 月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進 ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画と、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。本計画は、本市における障がい福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの見込み量、ならびに見込み量確保のための方策を定めます。

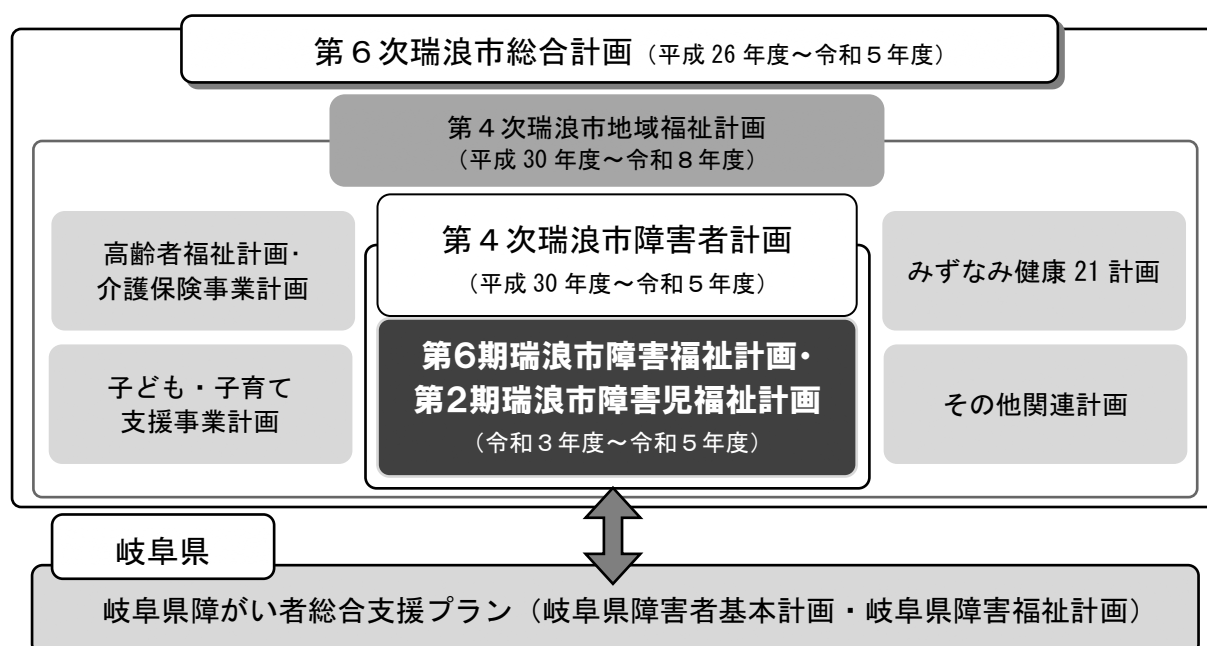
第 6 期瑞浪市障害福祉計画・第 2 期瑞浪市障害児福祉計画		
名称	第 6 期 障害福祉計画	第 2 期 障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第 88 条第 1 項	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項
策定内容	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める

(2) 他計画との関連

本計画は、国の障がい福祉に係る法律や指針を踏まえて策定するとともに、岐阜県の「岐阜県障がい者総合支援プラン（岐阜県障害者基本計画・岐阜県障害福祉計画）」との整合性を図ります。

また、市の最上位計画である「第 6 次瑞浪市総合計画」や「第 4 次瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

なお、「第 4 次瑞浪市障害者計画」は、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画であり、本計画と一体となって、本市の障がい者福祉施策を推進するものです。



(3) 第4次障害者計画の基本理念及び基本的視点

① 計画の理念

「第4次瑞浪市障害者計画」では、「第6次瑞浪市総合計画」の健康福祉分野で定める基本方針「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」に基づき、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を基本理念として掲げており、本市の障がい福祉施策を進めるにあたり、根底をなす考えとなっています。

本計画は、「第4次瑞浪市障害者計画」の掲げる方針に則った計画であり、また、計画期間が「第4次瑞浪市障害者計画」の期間内であることから、本計画においても、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を基本理念とします。

② 基本的視点

本計画においても「第4次瑞浪市障害者計画」で掲げる4つの視点「地域での共生」、「差別の禁止」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障がいの特性に配慮したきめ細かい支援」を基本的視点に計画を推進します。

3 計画の対象

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

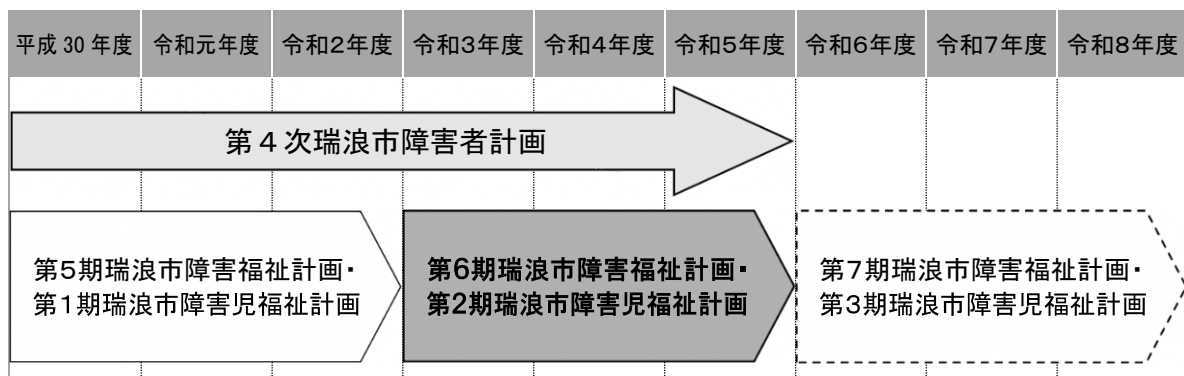
【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画策定の方法

(1) 障がい者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障がい福祉施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、本市における障がい者を取り巻く現況を把握・分析しました。

(2) 計画の進捗評価

① 施策・事業の実施状況の点検・評価

施策評価シートを用いて「第4次瑞浪市障害者計画」に掲げる施策・事業の取り組み状況を点検・評価し、サービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

② 障害福祉サービスの給付実績等の分析

前回計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、本計画のサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(3) 瑞浪市障害者計画等推進委員会の設置

本計画が、障がい者や関係者等の意見を反映した計画となるよう、「瑞浪市障害者計画等推進委員会」を設置し、策定内容に関して検討を重ねました。

(4) パブリックコメントの実施

令和●年●月●日から令和●年●月●日にかけて、本計画の策定内容に関して広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

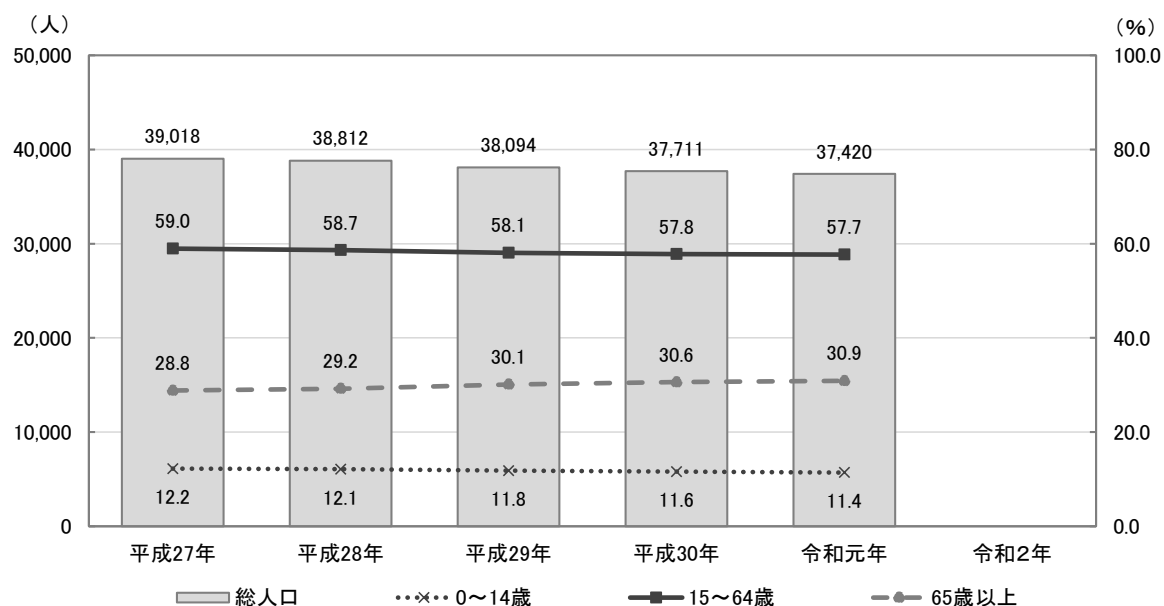
第2章 障がい者数の現状

1 瑞浪市の人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和元年で 37,420 人となっています。年齢3区分別で見ると 65 歳以上人口の割合は年々上昇し、令和元年で 30.9%となっています。

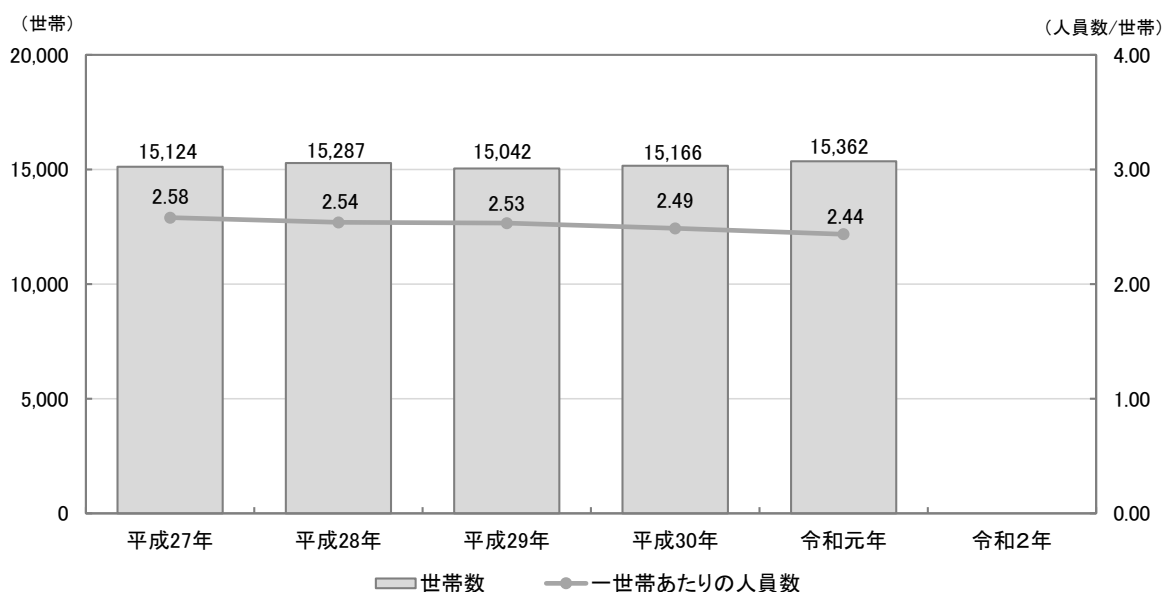
また、一世帯あたりの人員数も減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■世帯数と一世帯あたりの人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■人口の状況

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
人口（人）	39,018	38,812	38,094	37,711	37,420	
0～14 歳	4,767	4,703	4,493	4,370	4,271	
15～64 歳	23,009	22,767	22,128	21,800	21,597	
65 歳以上	11,242	11,342	11,473	11,541	11,552	
高齢化率（％）	28.8	29.2	30.1	30.6	30.9	
世帯数（世帯）	15,124	15,287	15,042	15,166	15,362	
一世帯あたりの人員数（人）	2.58	2.54	2.53	2.49	2.44	

※高齢化率は 65 歳以上人口が総人口に占める割合。

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

2 瑞浪市の障がい者数

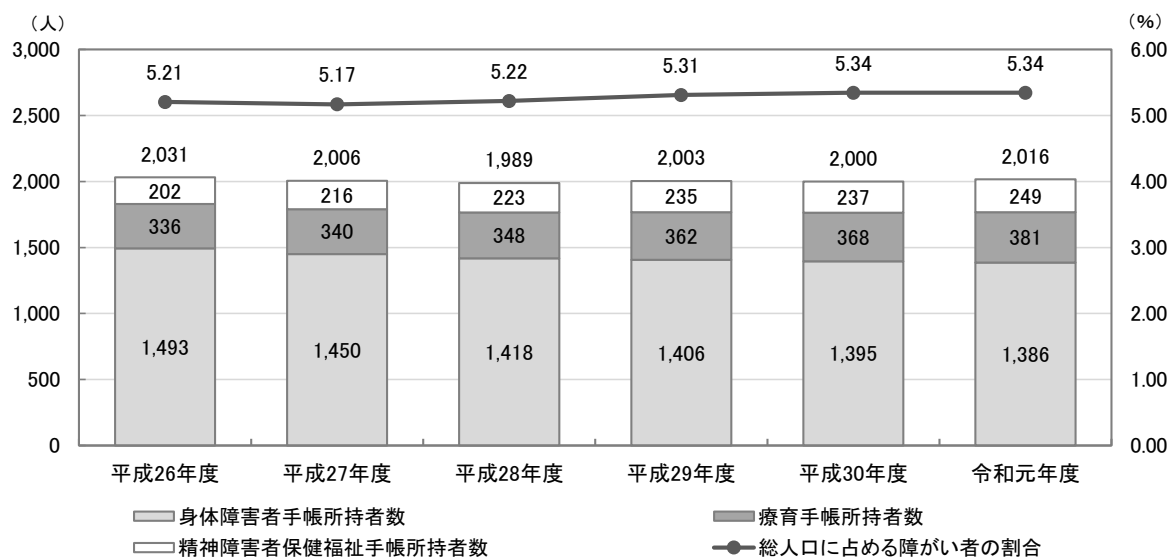
(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

① 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。また、総人口に占める障がい者の割合は増加傾向にあります。

年齢別割合をみると、身体障害者手帳所持者は 65 歳以上、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は 18～64 歳が高くなっています。

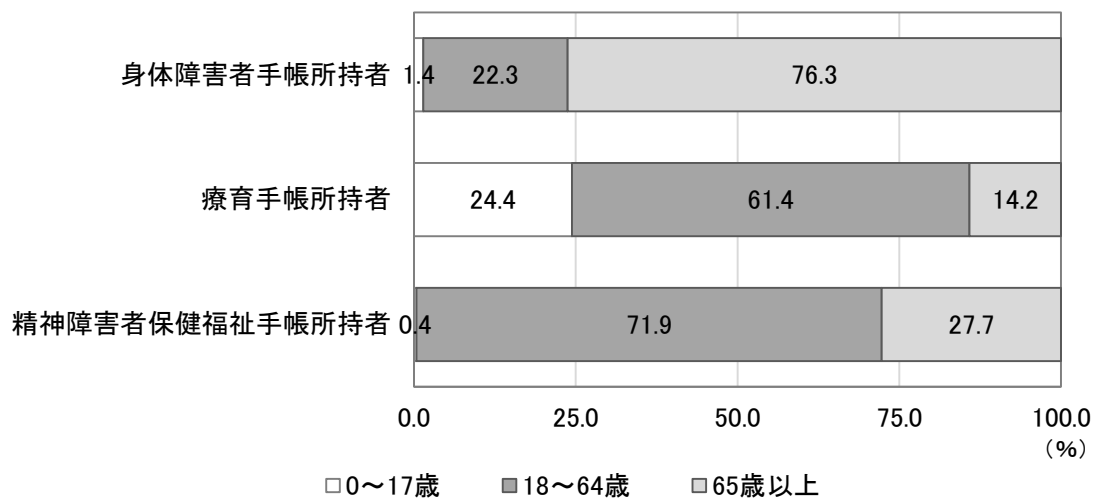
■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）

※ 複数の障害者手帳を所持している人がいるため、合計は実人数ではなく延べ人数である。

■ 各障害者手帳所持者の年齢別割合

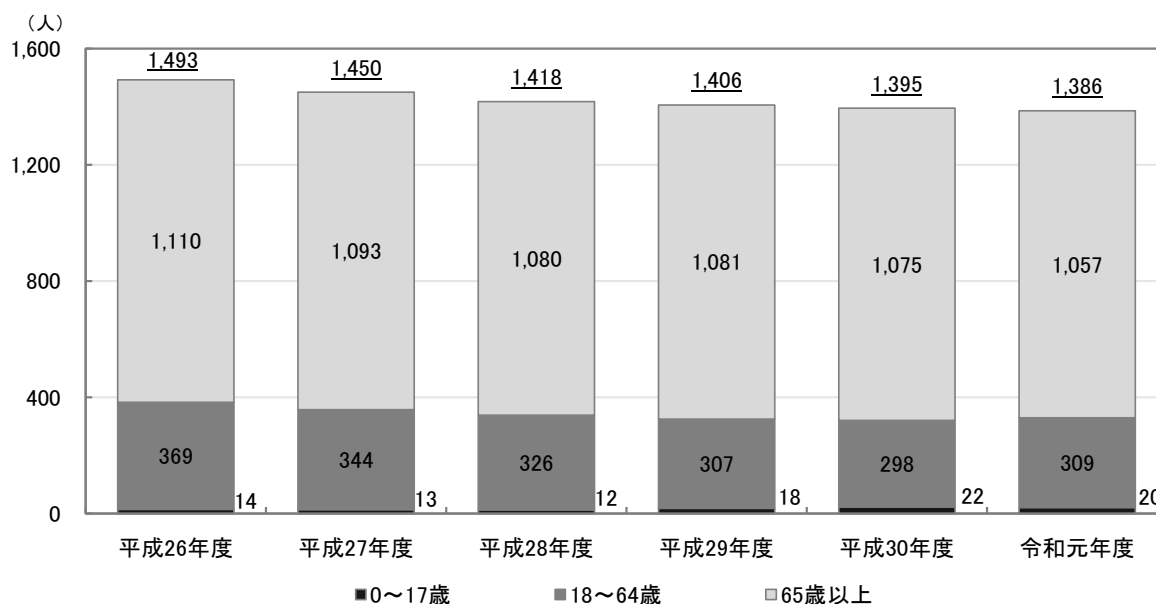


資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

② 身体障害者手帳

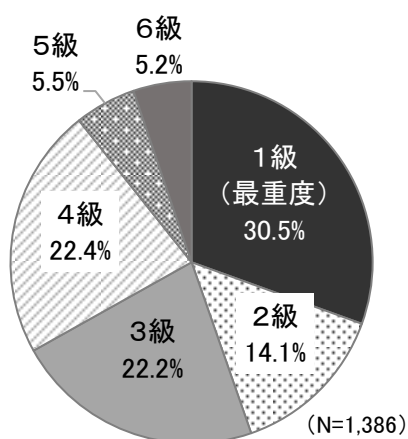
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。年齢区分別にみると、65歳以上が多くなっています。等級別にみると、最重度である1級の占める割合が高くなっています。障がい種別にみると、肢体不自由と内部障がいの占める割合が高くなっています。

■年齢区分別・身体障害者手帳所持者数の推移



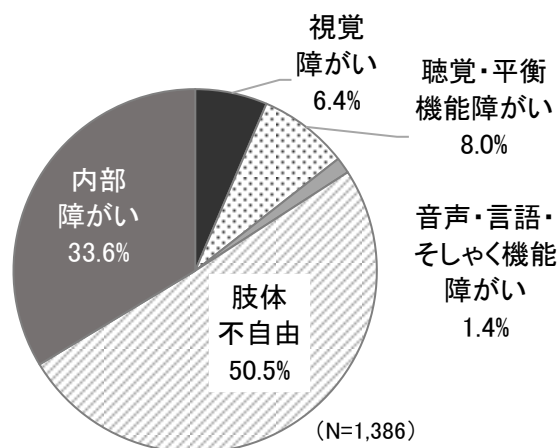
資料：社会福祉課（各年度末現在）

■等級別・身体障害者手帳所持者数の割合



資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

■障がい種別・身体障がい者手帳所持者数の割合

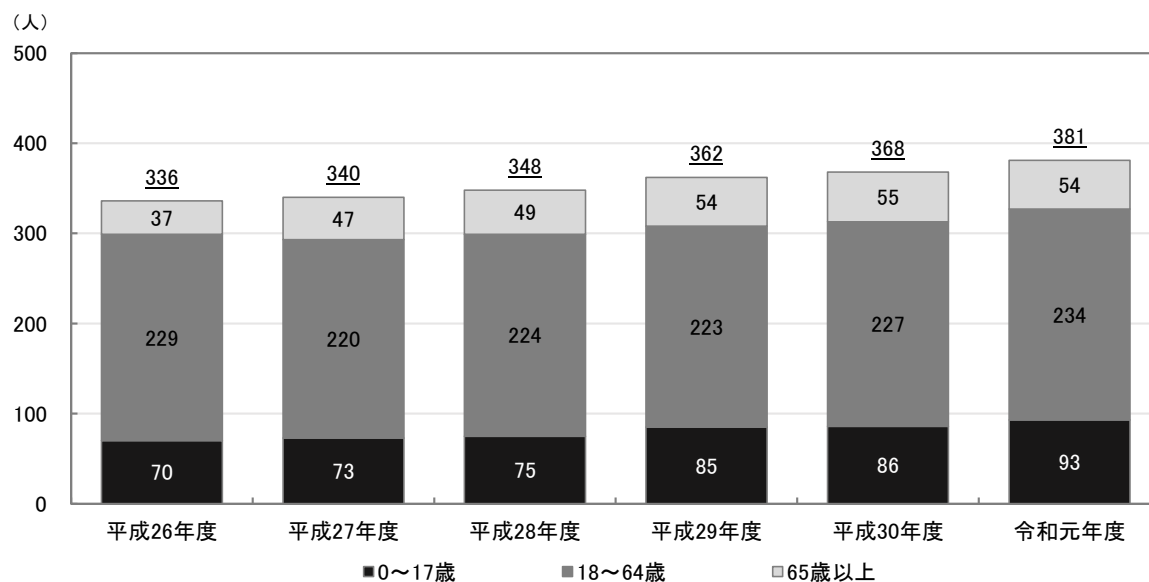


資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

③ 療育手帳

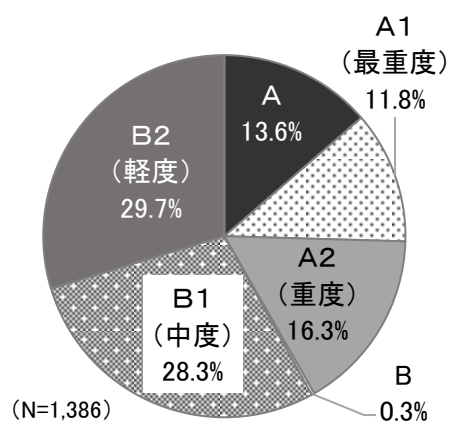
療育手帳所持者数は増加傾向にあります。年齢区分別にみると、18～64歳が多くなっています。判定別にみると、B2、B1の軽度・中度の占める割合が高くなっています。

■年齢区分別・療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）

■判定別・療育手帳所持者数の割合



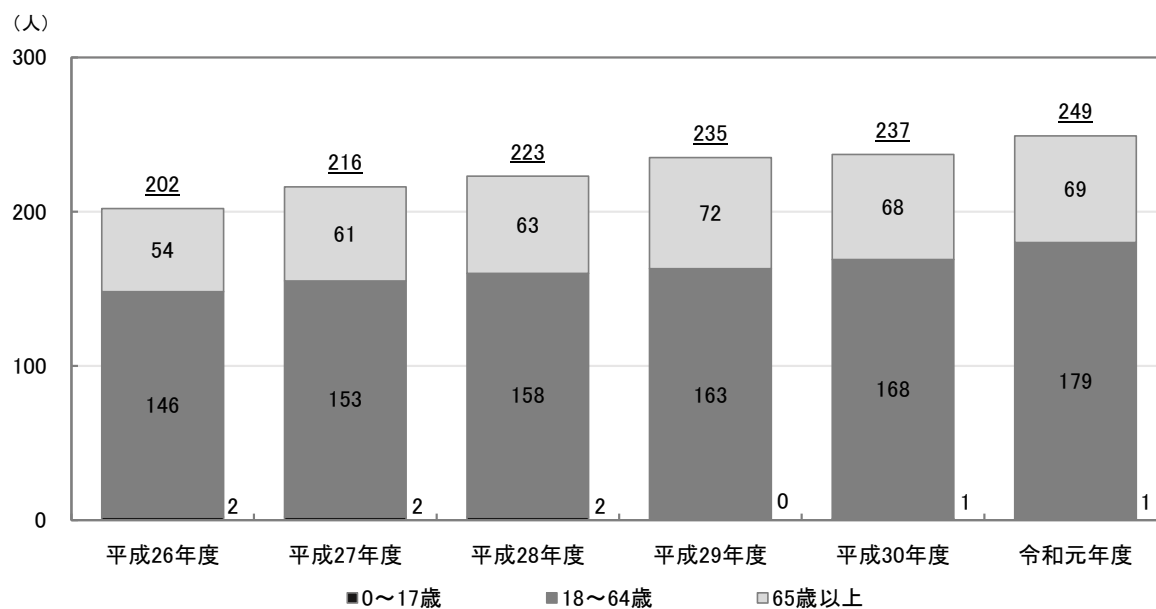
※A・B判定は、現在の判定では使用していない。

資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳

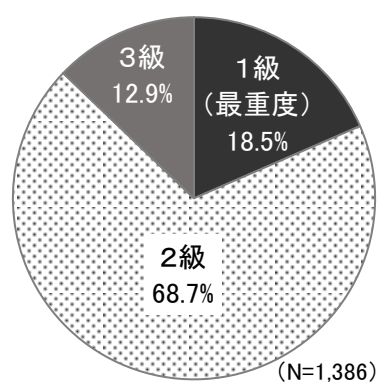
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。年齢区分別にみると、18～64歳が多くなっています。等級別にみると、2級の占める割合が高くなっています。

■年齢区分別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）

■等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合



資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

① 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）

更生医療受給者、育成医療受給者ともに年度によって数値が増減しています。精神疾患受給者は、増加傾向にあります。

■自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者証交付者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
更生医療	44人	44人	42人	44人	38人	32人
育成医療	14人	9人	5人	8人	13人	4人
精神通院	254人	267人	279人	295人	301人	未公表

資料：更生医療…社会福祉課（各年度末時点）
育成医療…社会福祉課（各年度実績）
精神通院…岐阜県東濃保健所（各年度末時点）

② 福祉医療費助成対象者

福祉医療費助成制度のうち、障がい者にかかるものとして重度心身障害者医療※と精神障害者医療※があります。ともに年度によって数値が増減していますが、精神障害者医療の助成対象者は増加傾向となっています。

※重度心身障害者医療の対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※精神障害者医療の対象者

自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている人のうち、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人

■助成対象数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
重度心身障害者医療	1,649人	1,612人	1,607人	1,597人	1,614人	1,621人
精神障害者医療	157人	153人	182人	196人	186人	181人

資料：重度心身障害者医療…保険年金課（各年度末時点）
精神障害者医療…社会福祉課（各年度末時点）

③ 難病等患者

医療費助成の対象となる指定難病認定者数は平成 29 年度で減少しています。小児慢性特定疾病認定者数はほぼ横ばいとなっています。

■難病等患者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
指定難病認定者	262人	262人	264人	231人	228人	未公表
小児慢性特定疾病認定者数	22人	20人	23人	22人	24人	未公表

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

(3) 障害福祉サービス等利用決定状況からみた動向

① 障害福祉サービス等利用決定者数

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用決定者数の状況です。障がい者（18 歳以上）、障がい児（18 歳未満）ともに利用決定者数は増加傾向となっています。

■障害福祉サービス利用決定者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
障がい者（18 歳以上）	211 人	216 人	228 人	217 人	230 人	251 人
障がい児（18 歳未満）	91 人	108 人	110 人	115 人	111 人	114 人

資料：社会福祉課（各年年度末時点）

② 障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数

障害支援区分は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた公平かつ適切なサービス利用を実現するために決定する区分です。

障害支援区分には6段階の区分があり、区分6は必要度が最も高いことを示します。居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護等の「介護給付」を利用する場合は、この区分に応じて内容や支給量を決定します。なお、区分にかかわらず利用できるサービスもあり、就労移行支援や就労継続支援等の「訓練等給付」のみを利用している場合は、「区分なし」としています。

なお、障がい児はこの中に含まれていません。児童福祉法に基づく障害児通所給付の利用については、障害支援区分の設定はなく、心身の状況等について調査を行った後、利用決定を行います。

■障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数の推移

平成 29 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分 1	2 人	3 人	0 人	0 人	5 人
	区分 2	5 人	10 人	8 人	0 人	23 人
	区分 3	6 人	13 人	3 人	0 人	22 人
	区分 4	3 人	22 人	2 人	0 人	27 人
	区分 5	8 人	18 人	0 人	0 人	26 人
	区分 6	14 人	33 人	0 人	0 人	47 人
	区分なし	14 人	22 人	30 人	1 人	67 人
総 数		52 人	121 人	43 人	1 人	217 人

平成 30 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分 1	1 人	2 人	0 人	0 人	3 人
	区分 2	3 人	15 人	9 人	0 人	27 人
	区分 3	4 人	13 人	4 人	0 人	21 人
	区分 4	4 人	23 人	1 人	0 人	28 人
	区分 5	5 人	19 人	0 人	0 人	24 人
	区分 6	16 人	36 人	0 人	0 人	52 人
	区分なし	16 人	27 人	32 人	0 人	75 人
総 数		49 人	135 人	46 人	0 人	230 人

令和元年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分 1	0 人	2 人	0 人	0 人	2 人
	区分 2	3 人	14 人	11 人	0 人	28 人
	区分 3	2 人	14 人	3 人	0 人	19 人
	区分 4	4 人	18 人	1 人	0 人	23 人
	区分 5	7 人	24 人	0 人	0 人	31 人
	区分 6	17 人	37 人	0 人	0 人	54 人
	区分なし	20 人	29 人	45 人	0 人	94 人
総 数		53 人	138 人	60 人	0 人	251 人

資料：社会福祉課（各年年度末時点）

(4) 障がい児保育・障がい児教育の状況からみた動向

現在、データ収集中。集まり次第反映します。
下記データを掲載予定です。

- ① 「瑞浪市子ども発達支援センター」…利用者数の推移
- ② 「障がい児保育」…実施箇所数・利用者数の推移
- ③ 「特別支援学級」…学級数・児童生徒数の推移/クラス数の推移
- ④ 「特別支援学校」…児童・生徒数の推移

第3章 前回計画の進捗状況

1 「第5期瑞浪市障害福祉計画」の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

「第5期瑞浪市障害福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標】

令和2年度末までに、施設入所者数は平成28年度末時点から現状維持（65人）、地域生活移行者数は平成28年度末の3%（2人）が施設からグループホーム等に地域移行する。

【進捗状況】

施設入所者数は、平成29年度以降、退所3件、新規入所5件の動きがあり、令和2年度末時点で67人となっています。施設での生活を選択される背景には、障がい程度の重度化、介護者の高齢化、家庭環境等様々な要因があります。地域移行を促進するためには、丁寧な相談支援により入所者・家族の心身状況や居住の場に関する意向を把握するとともに、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や日中活動の場の拡充、地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発を図る必要があると考えています。

■福祉施設から地域生活への移行状況

	目標	実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所者数	65人	65	67	
地域生活移行者数	2人	1	0	

■施設入所者数の動向

		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度当初		人	65	65	65
退所	地域移行	人	0	1	0
	その他事由	人	1（長期入院）	0	1（死亡）
入所		人	1	1	3
年度末		人	65	65	67

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

令和２年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

【進捗状況】

令和２年度中に東濃圏域単位で設置する予定です。東濃圏域においては、精神科病院の数や保健所の管轄範囲の状況から、各市共通の課題が多いため、各市単独ではなく東濃圏域全体で関係者間の円滑な協議を図ることとしています。保健・医療・福祉の連携が求められる事例は少なくありません。各関係機関の役割と課題を整理し、目指すべき連携のあり方について意見交換していきます。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	単位	実績値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	設置状況	未設置	未設置	設置予定 (12 月頃)

③地域生活支援拠点等の整備

【目標】

令和2年度末までに、地域生活支援拠点等を東濃圏域に1箇所設置する。

【進捗状況】

令和2年度末までの設置を目指していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、協議の進行が遅れたこともあり、令和3年度にずれ込む可能性が出ています。

地域生活支援拠点等の整備は、障がい者が地域で安心して生活できるよう、緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・ひとり暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保するものです。相談支援事業所や障害者支援施設等の社会資源の数が限られている中、東濃圏域においては、各市単独ではなく東濃5市共同で整備することを目指し、平成29年度から継続的に協議を進めています。地域生活支援拠点等の円滑な整備・運営に欠かせない相談支援体制については、平成31年4月に東濃5市共同で東濃基幹相談支援センターを設置し、東濃圏内の6箇所の相談支援事業所に運営を委託することにより、緊急時及び専門的な相談に対応できる体制を構築しました。令和元年度は、毎月1回開催する東濃基幹相談支援センター運営会議において、東濃圏域が目指す拠点等のあり方について検討してきました。令和2年度は、東濃圏域の障害福祉サービス提供事業所にも協議に参加いただき、更なる検討を進めることとしています。地域生活支援拠点等の意義を丁寧に説明し、課題や意見を共有しながら協議を積み重ねることにより、東濃基幹相談支援センターを中心とした地域ネットワークの強化と、皆で協働して地域全体の支援力を高めようという意識の定着化を図ります。

■地域生活支援拠点の設置状況

目標	単位	実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活支援拠点を東濃圏域に1箇所設置	設置状況	検討	検討	検討

④福祉施設から一般就労への移行状況

【目標】

- ・福祉施設から一般就労へ移行させる人数：令和2年度2人（平成28年度実績1人の2倍増）
- ・就労移行支援事業の利用人数：令和2年度末17人（平成28年度末実績16人の1割増）
- ・就労移行支援事業所の就労移行率（市内1箇所）：令和2年度末3割以上
- ・就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率：各年度80%以上

【進捗状況】

一般就労移行者数は、各年度ともに目標値を上回っています。就労移行支援事業利用者数は、各年度とも目標値を下回っています。市内に1箇所ある就労移行支援事業所の就労移行率は、平成29年度は7割でしたが、それ以降は目標値2割を下回っています。一般就労後の職場定着が課題とされる中、国は平成30年度に就労定着支援のサービスを創設しました。支援開始から1年後の職場定着率は、平成30年度は100%でしたが、令和元年度は目標値80%を下回っています。

障がい者の雇用と就労定着の推進にあたっては、ハローワークや商工会議所等の関係機関と連携しながら、就職先・実習先の確保に努める必要があります。また、障がいに対する理解を深めるための取り組みや、障がい者雇用に係る助成・支援制度の普及に向けた啓発等も必要です。障がい者雇用を法的義務と捉えるのではなく、業務改善や効率化、誰にとっても働きやすい職場環境に繋がるものとして捉える企業等が増え、心身状況に応じた多様な働き方を認める社会になるよう、社会全体で取り組むべき課題であると考えています。

■福祉施設から一般就労への移行状況

目標		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般就労移行者数	2人	人数	7	3	
就労移行支援事業利用者数	17人	人数	16	12	
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所数	1箇所	箇所	0	0	
職場定着率	80%	%	100	33	

* 当該目標に係る「福祉施設」の範囲：就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

* 「一般就労」の定義：企業等に就職すること（就労継続支援A型の利用者を除く）及び在宅就労すること。

(2) サービスの利用状況

① 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき実施する介護給付と訓練等給付の実績です。

ア 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況はいずれも計画値を下回っています。重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

行動援護は見込んでいませんでしたが、利用がありました。

利用があるサービスの多くは、年度により利用が増減しています。

■ 訪問系サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
居宅介護	人分	23	20	87.0	23	17	73.9	23		
	時間分	208	150	72.1	208	144	69.2	208		
重度訪問介護	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	1		
	時間分	13	0	0.0	13	0	0.0	13		
同行援護	人分	5	4	80.0	6	3	50.0	6		
	時間分	56	36	64.3	67	27	40.3	67		
行動援護	人分	0	1		0	1		0		
	時間分	0	3		0	4		0		
重度障害者等 包括支援	人分	0	0		0	0		0		
	時間分	0	0		0	0		0		

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況は、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（Ｂ型）、就労定着支援、福祉型短期入所が概ね計画値の見込みどおりか、上回っています。一方で、自立訓練（生活訓練）が計画値を大きく下回っています。

■ 日中活動系サービスの利用状況

（月あたり）

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
生活介護	人分	96	93	96.9	98	97	99.0	100		
	人日分	1,969	1,860	94.5	2,033	1,959	96.4	2,099		
自立訓練 （機能訓練）	人分	0	0		0	0		0		
	人日分	0	0		0	7		0		
自立訓練 （生活訓練）	人分	13	2	15.4	15	1	6.7	18		
	人日分	269	33	12.3	310	8	2.6	372		
宿泊型 自立訓練	人分		2			0				
	人日分		46			9				
就労移行 支援	人分	14	15	107.1	15	15	100.0	17		
	人日分	250	263	105.2	268	268	100.0	303		
就労継続 支援（Ａ型）	人分	39	27	69.2	39	26	66.7	39		
	人日分	789	529	67.0	789	488	61.9	789		
就労継続 支援（Ｂ型）	人分	42	48	114.3	43	58	134.9	45		
	人日分	726	787	108.4	743	970	130.6	778		
就労定着 支援	人分	5	4	80.0	5	8	160.0	5		
療養介護	人分	1	1	100.0	1	1	100.0	1		
福祉型 短期入所	人分	12	15	125.0	13	17	130.8	14		
	人日分	58	65	112.1	60	96	160.0	62		
医療型 短期入所	人分	1	1	100.0	2	1	50.0	3		
	人日分	5	4	80.0	7	6	85.7	9		

ウ 居住系サービス

居住系サービスの利用状況は、共同生活援助、施設入所支援ともに計画値を上回っています。

■居住系サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
共同生活援助	人分	12	13	108.3	12	13	108.3	12		
施設入所支援	人分	65	65	100.0	65	66	101.5	65		
自立生活援助	人分	0	0	0.0	0	1	0.0	0		

エ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援の利用状況は、計画相談支援が計画値を上回っています。地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

■計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の利用状況

(月あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
計画相談支援	人分	35	43	122.9	37	53	143.2	38		
地域移行支援	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0		
地域定着支援	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0		

② 地域生活支援事業

障害者総合支援法において地域の実情に応じて実施することとされている事業です。各事業の目的や内容は、国が地域生活支援事業実施要綱において定めています。

ア 理解促進研修・啓発事業

【事業概要】

障がい者及び障がいの特性に関する地域住民の理解を深めるため、地域住民を対象とした研修・啓発活動を実施することにより、障がい者が日常生活・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、共生社会の実現を図るものです。国は、事業の実施形式として、イベントや教室の開催、障害福祉サービス事業所等への訪問、広報活動等を示しています。

【進捗状況】

平成 29 年度から、市広報誌「広報みずなみ」に啓発記事を掲載しています。障がい者週間・世界自閉症啓発デー等に合わせ、「共生社会の実現をめざして」「一人ひとりの特性に理解を」というテーマを取り上げました。また、平成 30 年度からは、市役所ロビーにおいて障害福祉サービス事業所等の活動紹介展示・製品販売会を開催しています。障害福祉サービス事業所等の活動を市民や企業に広く知ってもらうことを目的に、写真やパンフレットの常設展示、パン・野菜・布小物等の販売を行いました。共生社会に対する市民意識が向上・定着するよう、日常生活の中で自然と交流できるような取り組みを検討していく必要があります。

■理解促進・啓発事業の実施状況

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
理解促進研修 ・ 啓発事業	実施 有無	有	有	有	有	有	

イ 相談支援事業

【事業概要】

障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。国は事業内容として、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業を示しています。

【進捗状況】

- ・基本相談支援事業：東濃5市共同で東濃圏域の6箇所の事業所に委託しています。
- ・基幹相談支援センター：平成30年4月に東濃5市共同で「東濃基幹相談支援センター」を設置し、基本相談支援事業を委託している6箇所の事業所に共同運営を委託しました。相談支援の中核的役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援を行うとともに、他の相談支援事業所への助言・指導、研修会開催等を行っています。
- ・地域総合支援協議会：関係機関が地域課題について情報を共有し、よりよい支援体制づくりに向けて意見交換・協議を行う場として「瑞浪市地域総合支援協議会」を開催しています。全体会は、関係機関の代表者が各専門部会からの報告を受け、協議会全体としての協議や方向性の確認を行う場と位置づけ、年1回程度開催しています。専門部会は実務担当者が分野別・課題別に具体的な議論を行う場と位置づけ、相談支援部会兼運営事務局会議、子ども部会、就労部会の3つの部会を定期的に開催しています。定期的・継続的な開催を重ねる中で、各機関が顔の見える関係を築き、活発な提案や議論が展開できる雰囲気となるよう取り組みを進めています。
- ・障がい者虐待防止センター：市社会福祉課がその役割を担い、相談・通報の受付、虐待防止に関する啓発を行っています。虐待に関する相談・通報を受けた場合は、事実確認や対応の協議を行い、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるよう対応しています。

■相談支援の設置・実施状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
基本相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター	設置状況	検討	検討	設置	設置	設置	設置
地域総合支援協議会	実施状況	開催	開催	開催	開催	開催	開催
障がい者虐待防止センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置

ウ 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

成年後見制度の申し立てに係る経費や後見人等の報酬の支払いが困難と認められる知的障がい者または精神障がい者について、その費用の一部または全部を市が助成するものです。

【進捗状況】

平成 29 年度以降は利用実績がありません。制度の利用促進を図るため、東濃 5 市では中核機関の共同設置に係る協議を進めています。令和 3 年度からの稼働を目指しています。

中核機関は、権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の仕組みにおいて、中核的な役割を果たす機関で、司令塔機能・事務局機能・進行管理機能により、地域における連携・対応強化を継続的に推進する役割を担うものです。

■成年後見制度利用支援事業の利用状況

(年あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
成年後見 制度 利用支援 事業	実利用者数	1	0	0.0	1	0	0.0	1		

エ 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

【事業概要】

聴覚・言語機能障がい等により意思疎通を図ることが困難な障がい者に対し、意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図るものです。事業として、手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音訳等による支援事業等が示されています。

【進捗状況】

令和元年度から市役所窓口到手話通訳者を配置しました。祝日を除く毎週月曜日と木曜日の午前9時から12時まで配置し、市役所で各種手続き・相談を行う際の窓口職員とのコミュニケーションを支援しています。

■意思疎通支援事業の利用状況

（年あたり）

	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
手話通訳者派遣事業	実利用者数	8	7	87.5	8	7	87.5	8		
要約筆記者派遣事業	実利用者数	1	1	100.0	1	0	0.0	1		
手話通訳者設置事業	実利用者数									

オ 手話奉仕員養成講座実施状況

【事業概要】

聴覚障がい者等との交流活動や市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員を養成するものです。日常会話程度の手話表現技術を習得できるよう、国が定めるカリキュラムに基づき研修を実施します。

【進捗状況】

瑞浪市社会福祉協議会において、手話奉仕員養成講座（基礎課程・入門過程）を実施しています。修了者数は計画値を下回っており、参加者数を増加させることが課題です。修了後も聴覚障がい者に関わる機会を持てるよう、手話サークルへの参加等を呼び掛けています。

■手話奉仕員実施状況

（年あたり）

	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	8	6	75.0	8	3	37.5	8		

カ 日常生活具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用状況は、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具で計画値を大きく上回っています。

■日常生活用具給付等事業の利用状況

(年あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
介護訓練 支援用具	件	2	1	50.0	2	2	100.0	2		
自立生活 支援用具	件	5	4	80.0	5	6	120.0	5		
在宅 療養等 支援用具	件	7	7	100.0	7	13	185.7	7		
情報・ 意思疎通 支援用具	件	2	7	350.0	2	5	250.0	2		
排泄管理 支援用具	件	405	812	200.5	405	796	196.5	405		
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	100.0	2	4	200.0	2		

キ 移動支援事業

移動支援事業の利用状況は、実利用者数では計画値を下回っていますが、延べ利用時間では計画値を上回っています。

■移動支援事業利用状況

(年あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
移動支援 事業	実利用 者数	2	1	50.0	2	1	50.0	2		
	延べ 利用時間	26	42	161.5	26	39	150.0	26		

ク 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の状況は、実施箇所数では計画値の見込みどおりですが、実利用者数では計画値を下回っています。

■地域活動支援センター事業の状況

(年あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	100.0	1	1	100.0	1		
	実利用者数	65	50	76.9	67	43	64.2	69		

ケ その他の事業

日中一時支援事業の利用状況は、実利用者数で計画値を上回っています。訪問入浴サービス事業の利用状況は、実利用者数が計画値を下回っています。

■その他の事業の利用状況

(年あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値	比率 (%)
日中一時支援事業	契約事業所数	10	10	100.0	11	11	100.0	11		
	実利用者数	43	50	116.3	44	43	97.7	45		
訪問入浴サービス事業	契約事業所数	2	2	100.0	2	2	100.0	2		
	実利用者数	2	1	50.0	2	2	100.0	2		
機能訓練事業	実利用者数		34			42				
巡回支援専門員整備	巡回相談実施回数		33			57				

2 「第1期瑞浪市障害児福祉計画」の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

「第1期瑞浪市障害児福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

障がい児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センター

【目標】

令和2年度末までに児童発達支援センターを圏域に1箇所設置する。

【進捗状況】

児童発達支援センターは、児童発達支援事業に加え、保育所等訪問支援や相談支援等の地域支援機能を有し、地域において中核的な役割を担う療育支援施設です。国の指針では、令和2年度末までに各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。

平成25年に設置した瑞浪市子ども発達支援センター「ぼけっと」は、調理室を設けていないという点で児童発達支援センターの設置基準を満たしていませんが、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・相談支援を実施し、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たしており、児童発達支援センター並みの機能を有した施設が存在しているというのが当市の状況です。現在の事業を実施する上で調理室は不要であるため、目標を達成するために調理室を設置するという方向性ではなく、設置基準の緩和を求めて国・県に要望していきたいと考えています。また、圏域設置という目標値についても、身近な場所で必要な支援を受けられることができる環境があることの重要性を考えると、圏域設置に向けて協議を進めるのではなく、既存の環境を拡充していく方向性で進めるべきだと考えます。

「ぼけっと」では、これまで一貫して保護者の障がい受容ペースに合わせて寄り添う姿勢で丁寧な支援を行うとともに、関係機関と継続的・安定的な連携体制を築きながら、市における療育支援体制の中核的役割を定着させてきました。早期相談・早期療育支援体制が整うにつれ、支援開始年齢が低年齢化し、支援期間の長期化が見込まれること、少子化・人口減少時代においても支援の必要な子どもの数は増加傾向にあることを視野に入れ、重度化・複雑化する障がい内容に応じた質の高い支援を提供できるよう、5年先10年先を見据えて人材確保と人材育成に取り組むことが必要であると考えています。

■児童発達支援センターの設置状況

目標		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援センター設置	圏域に1箇所	箇所	無	無	

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

【目標】

令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【進捗状況】

平成25年度から瑞浪市子ども発達支援センター「ぼけっと」において保育所等訪問支援を実施しており、目標値は達成しています。平成29年度以降は利用実績がありませんが、体制は確保しています。

■ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築状況

目標		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有	有/無	有	有	

ウ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

【目標】

- ・令和2年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を圏域に1箇所確保する
- ・令和2年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を圏域に1箇所確保する

【進捗状況】

市内には確保できていないため、市外の事業所を利用しているのが現状です。身近な地域で療育施設をいかに確保するのが大きな課題です。

■ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保状況

目標		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域に1箇所	箇所	無	無	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1箇所	箇所	無	無	

エ 医療的ケア児支援のための協議の場設置

【目標】

平成 30 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場を設置する。

【進捗状況】

平成 30 年 3 月に協議の場を設置しました。国の基本指針の趣旨は、医療的ケア児とその家族を地域で支え、適切な支援を受けられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が一堂に会し、地域の課題や対応策について定期的・継続的に意見交換や情報共有を図る場を設置するというものです。市では、これらの関係機関が定期的に集まる会議が既に存在していたため、その既存会議に「医療的ケア児支援のための協議の場」の機能を追加することとし、議題の一つとして医療的ケア児支援について協議する体制を整備しました。これまでに各関係機関が対応してきた個別事例の検証を行い、課題を共有した上で、よりよい体制づくりに向けた協議を重ねていくことが大切であると考えています。

■医療的ケア児支援のための協議の場設置状況

目標		単位	実績値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療的ケア児支援のための 協議の場設置	設置	設置 状況	有	有	

(2)サービスの利用状況

障がい児通所支援等に関するサービスの状況

障がい児通所支援等に関するサービスの利用状況は、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援で概ね計画値の見込みどおりとなっています。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置が課題です。

■障がい児通所支援等に関するサービスの利用状況

(月あたり)

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
児童 発達支援	人分	53	52	98.1	53	49	92.5	53		
	人日分	288	207	71.9	288	181	62.8	288		
医療型 児童発達支援	人分	0	0		0	0		0		
	人日分	0	0		0	0		0		
放課後等 デイサービス	人分	53	50	94.3	56	49	87.5	58		
	人日分	501	529	105.6	529	530	100.2	548		
保育所等 訪問支援	人分	2	0	0.0	2	0	0	2		
	人日分	5	0	0.0	5	0	0	5		
居宅訪問型 児童発達支援	人分	1	0	0.0	1	0	0	1		
	人日分	4	0	0.0	4	0	0	4		
障害児 相談支援	人分	26	23	88.5	27	22	81.5	29		
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター の配置人数	人	0	0		0	0		1		

第4章 第6期障害福祉計画

1 国の第6期障害福祉計画の基本指針の概要

2 計画の目標数値

(1) 国の指針(数値目標設定の考え方)

(2) 瑞浪市の目標値

3 指定障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

(2) 日中活動系サービス

(3) 居住系サービス

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域密着支援

4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

(2) 相談支援事業

(3) 成年後見制度利用支援事業

(4) 意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

(5) 日常生活活用具給付等事業

(6) 手話奉仕員養成研修事業

(7) 移動支援事業

(8) 地域包括支援センター事業

(9) その他の事業

第 5 章 障害児福祉計画

1 国の第2期障害児福祉計画の基本指針の概要

2 計画の数値目標

(1) 国の指針(数値目標設定の考え方)

(2) 瑞浪市の目標値

第 6 章 計画の推進体制

1 庁内関連部局の連携

2 関係機関との連携

3 計画の進行管理

資料編

- 1 第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画策定経緯

- 2 第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画策定委員会設置要綱

- 3 第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画策定委員会委員名簿

- 4 用語解説
